

## 三月定例会ではこんなことが決まりました

### 平成十九年度一般会計予算四百十九億九千二百万円を可決

三月議会は、平成十九年度一般会計予算四百十九億九千二百万円で、予算議案三十四件、条例関係議案二十八件、その他二十二件の沢山の議案がありました。当局提案の各種議案を各常任委員会に付託、審査され、それぞれ議案は可決されました。主な議案を紹介します。

### ★「地方自治法の一部改正」による、役職名の変更条例

地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五三号)が、平成十八年六月七日に公布され、平成十九年四月一日から施行されることに伴い、

①市の助役に代えて、副市長を置くものとされたこと。②収入役を廃止し、市に会計管理者を置くものとされたこと。③市の吏員とその他の職員の区分を廃止することとされたこと。等について、津山市の条例中の職名について用語の整理を行うため、関係条例の一部を改正する条例を制定したものです。四月一日からは、左記のとおりとなります。

助役→副市長

収入役→会計管理者

吏員→職員または、補助機関の職員

### ★つやま防災情報メール用情報弱者向け受信専用端末の購入案件

災害時に住民への情報伝達手段として、携帯電話やパソコンによる一斉メール配信システムを導入します。提供する情報としては、災害情報、火災情報などです。本システムは、配信を希望する人が携帯電話やパソコン

から「つやま防災情報メールシステム」のホームページにアクセスし、登録作業を行い、登録されたアドレスに情報を配信するものです。また、高齢者など携帯電話の操作が行えない人には、受信専用端末を整備し、音と光により情報を伝えます。

### ★津山市食育推進会議条例

津山市は、食育基本法に基づく食育推進計画を策定し、「食」を通じて人を育てる「食育」に全市を挙げて取り組みます。「食育推進会議」は、食育推進計画の作成とその実施の推進を図るため設置するものです。食育推進会議は、学識経験者、食育関係者及び公募委員などで構成され、市長の諮問に応じて、計画の作成及びその実施の推進に関する事項並びに食育の推進に関し必要な事項について、調査と審議を行います。

### ★津山市地域交流センター条例

津山市地域交流センターは、中心市街地における都市機能の充実と商業の振興を図る目的で、広域交流の拠点として、アルネ津山四階に整備した施設です。この交流センターには、アートギャラリーや厨房施設を併設した多目的スペースなどがあり、多様な展示会やイベント等に利用できます。開館時間は、午前十時から午後七時まで、利用の申し込みは交流センターで受け付けます。

### ★衆楽公園（市営プール跡地）駐車場整備について

衆楽公園には駐車場が少なく、利用者が多い時は広場や通路に車があふれ、駐車場所を探して車と人が交錯し危険な状態となっています。一方で、公園内の市営プールは建築から四十五年が経過し、老朽化が進んだことから廃止することにしました。跡地は駐車場として整備し、公園利用者や観光客等の利便性の向上を図ります。

今後は、既存の一十五メートルプールの公認化や五十メートル公認